

郡山市観光データマーケティング・  
調査分析業務

公募型プロポーザル

審査基準

令和6(2024)年3月  
郡山市産業観光部観光課

## 第1 審査手順

### 1 資格審査

市は、応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果、資格に満たさない場合のみ、失格の旨を通知する。

### 2 提案審査

#### (1) 提案書類の確認

市は、応募者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認し、提出書類が不備の場合は、失格とする。

#### (2) 郡山市観光データマーケティング・調査分析業務委託に係るプロポーザル選定委員会

(以下「選定委員会」という。)は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。

#### (3) 契約候補者及び次順位者の選定

選定委員会は、評価点の最も高い提案を契約候補者として選定し、次に高い提案を次順位者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2つ以上ある場合は、「審査項目」における「データ分析」の点数が最も高い提案を契約候補者として選定する。

#### (4) 最低制限基準

最低制限基準として、選定委員会委員の合計点数が配点の合計の60%とし、60%に満たない場合は失格とする。

#### (5) 独自提案

仕様書に記載されている内容以上の独自提案がある場合、選定委員会委員の裁量で各項目内において、加点するものとする。

## 第2 審査項目及び配点

	評価ポイント	配点
<b>基礎評価【30点】</b>		
(1) 事業趣旨	・事業趣旨の理解がされており、企画提案の全体が事業趣旨と合致しているか。	10
(2) 業務体制 業務実績	・十分な経験や同種業務実績を有している者を配置し、業務が遂行できる人員体制か。 ・データの調査・分析及び観光戦略ビジョンの策定に対する見識があるか。 ・実施可能なスケジュールになっているか。	15
(3) 見積額		5
<b>事業評価【70点】</b>		
(4) 定量的調査	①デジタル技術の活用を図り、適正なデータ収集方法となっているか。	10
	②観光戦略ビジョンへの提言に活用できる、適正な調査項目、ジャンルになっているか。	10
(5) 定性的調査 (インターネット方式)	適正な実施方法、観光実態が把握できる設問数、統計上有意なサンプル数になっているか。	10
(6) 定性的調査 (インタビュー方式)	適正な実施方法、統計上有意なサンプル数になっているか。	10
(7) データ分析	①適正なデータ分析の実施方法になっているか。	10
	②観光戦略ビジョンへの提言に活用できる分析となっているか。	20
合計		100